

# 長畑ひろのり



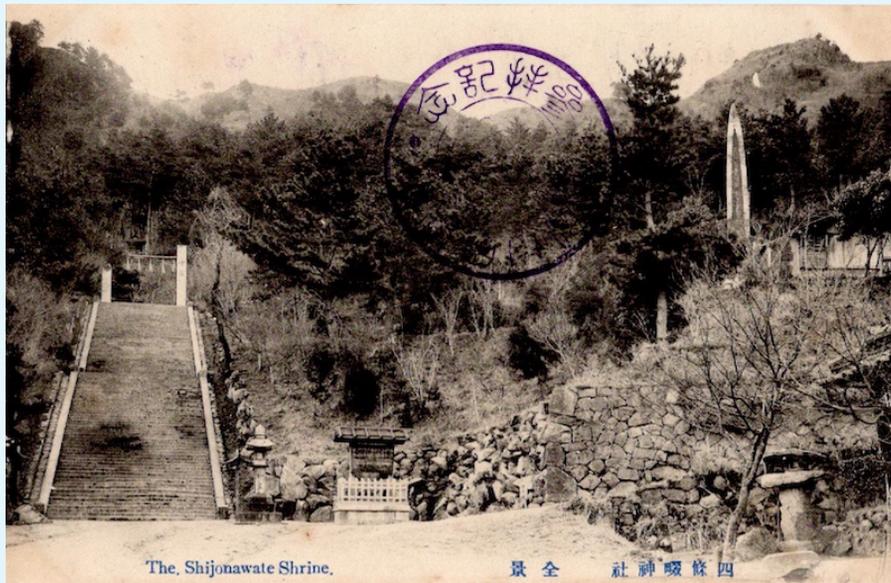
# News vol. 179

## しでうなはて今昔⑥

### ・四條畷神社創建への歩みⅠ

所有する絵葉書から、今号は「四條畷神社」です。絵葉書の年代は、宛名面から明治40（1907）年4月～大正7（1918）年と推定されます。

四條畷神社について、本市発行の「ふるさと四條畷」に創建までの記述があります。そこで、2回に分け原文をそのまま引用し紹介します。



The Shijonawate Shrine.

景全 社神畷條四

右画像が今の様子です。建造物に限った絵葉書との違いは、階段前に「鳥居（昭和十四年四月建立）」が立てられ、階段中央には「手すり」が付けられました。また、絵葉書中央下の「祠」は現存しません。



階段下の「石灯籠（明治卅三年十二月一日）」と上り切った場所に立つ「しめ柱（明治卅七年八月吉日建）」は、絵葉書と同じ位置に現存します。しかし、「石灯籠」と違い「しめ柱」は社殿（明治22年12月26日建立）から約15年後に立てられています。

絵葉書右上の「忠勇報國遐邇具瞻※1」と書かれ銃剣の形を模した碑は「征清記念碑※2（明治28年建立）」で、鑄鉄製のため第二次大戦で金属供出し現存しません。

注）カッコ内の年月日は、建造物に刻まれていたままです。  
ちなみに、卅は十が2つで二十、卅は十が3つで三十の意を表します。

※1 遐邇（かじ）：遠いところと近いところ。遠近。  
具瞻（ぐせん）：衆人が共に仰ぎ見ること。衆人が見上げ尊ぶこと。  
※2 日清戦争勝利の記念碑。



碑全記清征社神畷四

『時は南北朝時代の正平三年（一三四八）一月五日、南朝の命運をかけた四條畷の戦いが、飯盛山下で行われたのでした。小楠公楠正行の率いる南朝軍三〇〇〇は、高師直の率いる六万の大軍と対決し、終に五日の夕刻無念の涙をのんで正行一族は戦死。その遺骸が葬られた場所が現在の小楠公御墓所。当時は盛土の上に小さな墓標の石が置かれた墓所でした。その後二本の楠の木が植えられ、里人たちに守られてきました。ながい年月を経て明治の時代になってから、墓域を拡張整備してさらに小楠公神社を創建しようという話が持ち上がり、当時の市長原文ママ三牧文吾氏をはじめ地元の方々の尽力によって、現在の墓所が完成したのです。』

明治十一年一月五日、小楠公御墓所の建碑式が盛大に挙行されました。引続いて小楠公をまつる神社創建へのおもいが強く、苦勞された委員の人たちを中心に小楠公神社創建への歩みが始まったのです。当初は墓所の南に社地を求めて、この地に神社をとの計画があったようですが、その後年を重ねて検討された結果、墓所より東約一〇〇〇疔の飯盛山麓の現在地が最適とする案にまとまったのでした。』（次号へ続く）

小楠公御墓所の内容はQRから



vol.174

文章は、弱視の方にも読みやすい可読性に優れたユニバーサルデザインフォントを使用しています。

公式サイト（4コマ漫画も掲載中）

<http://nagahata.jp>



日々の主な活動



政治以外の話題



長畑ひろのり事務所 Fax 050-3173-0081 e-mail sky@nagahata.jp



# 9月定例議会における質問③

## ・地域手当の今後について

【長畑質問】 8月7日付けで人事院より令和6年に  
向けて検討する事項が示された中、地域手当の「大  
くくり化」があった。その内容と事業者への影響は。

【総務部長答弁】 地域手当は地域の民間賃金水準と  
の均衡を図る手当として平成18年4月に導入され、  
本市は同一生活圏・経済圏内にも関わらず北河内地  
域の各市と比較し、著しく低い級地区分で設定され  
ている。地域手当の級地区分は市職員給与のみなら  
ず、介護報酬に係る地域区分、保育所運営に係る公  
定価格の地域区分等にも利用され、市内民間福祉施  
設などにも大きな影響が生じている。

令和5年人事院勧告の報告では、級地区分の設定  
を広域化するなどの調整方法に見直す方針が示され、  
令和6年秋を目途に最終提言を得るとされている。

また、保育や介護事業者等への影響は示されてい  
ない。しかし、現行制度において地域手当の級地区  
分に準拠するとされているものは、地域手当が「大  
くくり化」されれば影響が及ぶものと想定している。

【長畑質問】 周辺団体との格差が解消されることで、  
どの様な効果が生まれるのか。

【総務部長答弁】 同一生活圏・経済圏において給与  
及び賃金格差による課題は解消され、人材確保にお  
いて健全な競争原理が働くものと考えられる。

【長畑質問】 事業所の努力では解決できない一番の  
問題点が解決される。単に地域手当の増額ではなく  
広域なエリアでの算定という点、この本市発の要望  
が全国的な要望へと発展するまでの活動内容は。

【総務部長答弁】 同じ境遇の自治体との連携により  
思いを伝えていくことが重要と考え、都道府県の境  
界を越えた意思統一にあたり徹底的な論点整理を行  
い、客観的に説得力のある要望事項とした上で、各  
団体へ賛同いただくよう協力依頼を行ってきた。

最終、全15団体の長の公印を押印した要望書を、  
総務大臣や人事院事務総長と直接対面による手交が  
実現。昨年度の要望では、内8団体の長や代表者が  
出席し両者に直接各々の思いを伝えることができた。

この様に、本市のような小規模な団体でも、他団  
体との連携などにより大きな動きとしていくことで  
実現することもあることを念頭に置き、今後も職員  
一丸となり市民福祉向上のため努力してまいります。

【市長答弁】 国に繋いで頂いた皆様のご尽力、大  
阪府のご支援、また議員皆さんからも本件について  
取上げ頂いて頂き、そうした流れも国を動かしてい  
くお力添えになったと思っており、感謝申し上げます。

この内容は、主に本市職員をはじめ保育や介護、  
障がい、医療等の福祉関係者が対象となります。

【長畑質問】 令和6年度に方針が示されると、令和  
7年度は「大きくくり化」された地域手当が実施では。

【総務部長答弁】 人事院規則においては「10年ご  
とに見直す」とされ、前回は平成27年4月である  
ことから、令和7年4月に見直しが行われると予想。

【長畑質問】 保育事業者には令和7年4月からの見  
直しと考えるが、くすのき広域連合を解散し令和6  
年度から本市で運営する介護事業者についても、令  
和7年度からの見直しと予想して良いのか。

【健康福祉部長答弁】 介護保険制度は、3年間の計画  
期間、同一の保険料を介護サービスの見込量に見合う  
よう設定する中期財政運用方式が採用されている。

【長畑質問】 令和7年度は第9期介護保険事業計画  
の中間年度。そこでの変更は介護保険料に影響を及  
ぼすのなら、第10期の令和9年度に適用される可  
能性が高いと思うが、令和9年度までの想定は。

【健康福祉部長答弁】

現状、くすのき  
広域連合の圏域内  
は、特例で15%  
に統一されている。  
令和6～8年度  
までの第9期介護  
保険事業計画の計  
画期間は、現段階  
で国から何も示さ  
れていない。しか  
し、本市が要望す  
る「完全囲まれル  
ール」が適用され  
たと仮定すれば、  
10%は適用され  
ると想定する。

令和9年度は、  
第10期介護保険  
事業計画の初年度  
にあたり「大きく  
くり化」後の地域  
手当に準拠されると  
想定する。

地域区分の説明を  
含む過去の  
関連した  
質問は  
QRから  
vol.153



### ひろのり物語 ⑱

絵:長畑ひろのり

